

高額療養費自己負担限度額の見直しについて

1 見直し理由

平成25年12月24日「平成26年度予算政府案」が閣議決定されたことに伴い、高額療養費の自己負担限度額が、平成27年1月から見直されることとなったため。

なお、政令等の改正については、後日公布される予定である。

(国民健康保険法施行令第29条の3及び第29条の4)

2 見直し趣旨

負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の所得区分及び自己負担限度額等をきめ細やかに設定するものとした。

3 見直し内容

別紙、「高額療養費自己負担限度額の見直し（新旧比較表）」のとおり

4 施行期日

平成27年1月1日